「2　出願人（代表者）
氏名（名称）
あて　国　名　籍　所　住
㊞　を
」
に改める。

様式第二十九中

「2　出願人（代表者）
氏名
あて　国　名　籍　所　住
㊞
」
に改める。

（実用新案法施行規則の一部改正）

第二条　実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条に次の一号を加える。

三　実用新案登録出願の表示

（商標法施行規則の一部改正）

第三条　商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「様式第二十一」の下に「、商標法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年通商産業省令第七十九号）附則様式第六」を加える。

第十八条第四項中「又は第六十五条の七第一項若しくは第二項」を「、第六十五条の七第一項若しくは第二項又は商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号）附則第十五条第二項」に改める。

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「又は商標法施行規則」を「、商標法施行規則」に改め、「第十三号）」の下に「又は特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）」を加える。

第三条第三項第四号中「又は防護標章登録出願」を「、防護標章登録」に改め、「更新登録の出願」の下に「又は重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願」を加える。

第十条第四号中「又は防護標章登録」を「、防護標章登録」に改め、「更新登録の出願」の下に「又は重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願」を加え、同条第五十号及び第五十一号中「調整」を「調製」に改める。

第二十三条の四第八号中「及び第六十八条第二項」を「、第六十八条第二項及び平成八年改正商標法附則第十二条」に、「同法第十五条の三」を「商標法第十五条の三」に改める。

様式第三十二中「様式第32（第19条及び第22条関係）」を「様式第32（第19条及び第21条関係）」に改める。

（工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令の一部改正）

第五条　工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成八年通商産業省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第八十二条第二項」に改め、同条第二項中「又は第六十五条の七第一項若しくは第二項の登録料」を「、第六十五条の七第一項若しくは第二項若しくは商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号）附則第十五条第二項の登録料、同項の割増登録料又は同法附則第十九条の手数料」に改める。

第二条第一項中「第八十二条第一項若しくは第二項」を「第八十二条第一項」に改める。

第七条第二項中「第八十二条第三項」を「第八十二条第二項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年一月一日）から施行する。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（以下「新国際出願法施行規則」という。）第五条、第十六条第二項、第三十条第一号及び第二号、第三十八条第二項、第四十条の二、第四十条の三、第四十一条第一項、第五十条第一項、第五十三条の二、第五十四条の二、第五十五条の二、第五十六条第二項、第七十八条の二、第七十九条第一項並びに第八十一条第二項の規定は、この省令の施行後にする国際出願について適用し、この省令の施行前にした国際出願については、なお従前の例による。

2　新国際出願法施行規則第五十二条、第五十三条第三項及び第八十条第二号の規定は、この省令の施行後にする国際予備審査の請求について適用し、この法律の施行前にした国際予備審査の請求については、なお従前の例による。

3　特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号）の施行前にした実用新案登録出願（同法附則第五条第一項の規定によりした新実用新案登録出願を除く。）については、新国際出願法施行規則第五十条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　この省令の施行の日前に特許庁が受理した国際出願について、手数料を納付する場合における当該手数料の額及びそれらの手数料の納付の補正並びに手数料の一部返還については、新国際出願法施行規則第三十一条の二、第三十六条の二及び第八十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（実用新案法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の実用新案法施行規則第十二条の規定は、この省令の施行後にする国際出願について適用し、この省令の施行前にした国際出願については、なお従前の例による。

（工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第五条の規定による改正後の工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令第二条第一項の規定は、この省令の施行後にする国際出願について適用し、この省令の施行前にした国際出願については、なお従前の例による。

（商標法施行規則等の一部改正）

第五条　商標法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年通商産業省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「第七条第三項」を「第七条第三項等」に改め、同条第一項中「第七条第三項」の下に「又は第十五条第二項」を加え、同条第二項中「又はフレキシブルディスクの提出により」を削る。

附則様式第六を次のように改める。

附則様式第6（附則第4条関係）

【書類名】　重複登録商標に係る商標権存続期間更新登録願
【整理番号】
【提出日】　平成　年　月　日
【あて先】　特許庁長官　殿
【商標登録の登録番号】
【更新登録出願人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【手数料の表示】
【予納台帳番号】
【納付金額】
【提出物件の目録】

［備考］

1　特許印紙をはるときは、その下にその額を括弧をして記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、「【手数料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、電子情報処理組織を使用して処理する場合における歳入関係事務の取扱いの特例に関する省令（昭和52年大蔵省令第43号。以下「歳入関係事務特例省令」という。）別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。

2　「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載し、その横に印を押す。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載し、その横に代表者の印を押す。

3　代理人によるときは、本人の印及び識別ラベル（本人が法人の場合にあつては、「【代表者】」の欄並びに印及び識別ラベル）は不要とし、代理人によらないときは、「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。

4　その他は、附則様式第3の備考1から4まで、6から8まで、11及び12と同様とする。